

事業主・加入者のみなさまへ

2023年

7月
号

協会けんぽ栃木支部からのお知らせ

～職場内での回覧、掲示をお願いいたします～

「新型コロナウイルス感染症」による 傷病手当金申請を行う場合の取扱いが変更となりました

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、臨時的な取扱いとして、療養担当者意見欄(申請書4ページ目)の証明の添付を不要としておりましたが、**申請期間(療養のために休んだ期間)の初日が令和5年5月8日以降**の傷病手当金の申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の**療養担当者意見欄(申請書4ページ目)に医師の証明が必要**となります。



事業主様・事務ご担当者様へお願い

上記の変更点について職場内で掲示・回覧等を行い、従業員様への周知広報にご協力いただきますようお願いいたします。

申請期間(療養のために休んだ期間)の初日が令和5年5月7日以前の申請については、協会けんぽのホームページをご参照ください▶



各種申請書の新様式への 早期切り替えにご協力をお願いいたします



協会けんぽでは、令和5年1月に各種申請書(届出書)の様式を変更いたしました。原則、**旧様式の申請書は使用できません**。そのため、**事業所様等で旧様式の申請書をお持ちの場合でも、必ず新様式の申請書でご申請いただきますようお願いいたします**。

※旧様式の申請書でご申請いただいた場合は、事務処理に時間を要します。
あらかじめご了承ください。

新様式の申請書(届出書)入手方法

協会けんぽのホームページよりダウンロードいただくか、協会けんぽ栃木支部へ郵送をご依頼いただくことでもご入手いただけます。

申請書のダウンロードはこちら▼



上手な医療のかかり方

ジェネリック医薬品・リフィル処方せんを活用しましょう!



医療保険制度は被保険者・事業主の皆様の保険料から成り立っており、医療費の増加は保険料の負担増加につながります。将来にわたって医療保険制度を維持していくために、医療費削減につながる「ジェネリック医薬品」「リフィル処方せん」のご利用をご検討ください。

ジェネリック医薬品を利用しましょう。

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後に、**同一の有効成分で作られたお薬**です。

効き目や安全性が先発医薬品と同等であると厚生労働省から認められています。先発医薬品より開発費が抑えられるため、価格が安くなるものや、服用しやすいお薬への製造工夫が図られているものがあります。また、ジェネリック医薬品の使用割合は「インセンティブ制度」の評価指標のひとつでもあるため、健康保険料率の引き下げにつながります。

ジェネリック医薬品について詳しく知りたい方は、医師・薬剤師にご相談ください。

詳細についてはこちら▶



お薬の新しい受け取り方「リフィル処方せん」を活用しましょう。

令和4年4月から国の制度として「リフィル処方せん」が導入されました。リフィル処方せんとは、**医療機関で処方せんを毎回もらわず、同じ処方せんを薬局で3回まで繰り返し使用できる仕組み**です。医療機関を受診する回数が少なくなり、通院負担を軽減できます。

※長い間同じ薬を飲んでいいるなど、症状が安定し、通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した場合が対象です。

※投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方せんにできません。



詳細についてはこちら▶



お問い合わせ先 企画総務グループ 028-616-1692



全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階
TEL.028-616-1691 (代表)

- 保険証・健康保険給付・任意継続 …… TEL.028-616-1693
- 健診・特定保健指導 …… TEL.028-616-1695
- レセプト・医療費のお知らせ …… TEL.028-616-1694
- 保険料率・ジェネリック医薬品 …… TEL.028-616-1692

毎月配信 登録料無料 ★お役立ち情報満載★
メルマガにご登録ください

協会けんぽ栃木支部は、メールマガジンを活用した皆さまの健康づくりに取り組んでいます。健康保険に関する情報や日々健康に過ごすためのお役立ち情報などをメールでお届けします。どなたでもご利用いただけますので、この機会にご活用ください。右の二次元コードを読み取ってご登録ください。



ホームページアドレス

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

協会けんぽ 栃木

検索